

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 1 0 日

公益社団法人長崎県看護協会
会長 日野出 悦子 様

長崎県医療人材対策室

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）医療分野における業務効率化・
職場環境改善支援事業の業務効率化計画について（周知）

日頃から本県の保健医療行政の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省において、令和 7 年度補正予算による「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」の業務効率化計画の様式等が示され、病院に対して通知いたしましたので、お知らせいたします。

本事業について、関係機関へ周知いただければ幸いです。
今後とも何卒よろしくお願いいたします。

記

1.添付資料

令和 8 年 6 月 1 0 日付事務連絡

「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）医療分野における業務効率化・
職場環境改善支援事業の業務効率化計画について（お知らせ）」

長崎県福祉保健部医療人材対策室 〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 担当：園田、松森 TEL：095-895-2423 FAX：095-895-2573
--

各 病 院 長 様

長崎県医療人材対策室

令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療分野における
業務効率化・職場環境改善支援事業の業務効率化計画について（お知らせ）

標記の事業について、厚生労働省から「業務効率化計画」の様式等が示されましたので、お知らせします。

本事業は、ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関に対して必要な経費を支援することで、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることを目的として実施されます。

昨年度末に実施しました意向調査では、県内80施設から意向の提出がありましたが、予算額には限りがあり、計画内容を踏まえて予算内で厚生労働省が補助対象先を選定することとなるため、取組意向のあるすべての病院に補助できるものではありません。病院におかれましては、本通知の後段に記載の申請にあたっての留意点をよく確認した上でご検討ください。

業務効率化計画の提出期限や申請手続き等は、県の予算成立後に改めてお知らせします。

記

（1）対象となる病院

- ・令和8年4月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院
- ・その他、実施要綱で求める要件を満たす病院

（2）補助額・補助対象経費

- ・令和8年度中に生じる業務効率化に必要な経費の5分の4
1施設あたり補助上限額80,000千円
- ・県予算計上額4億7,386万5千円（令和8年6月補正予算成立後施行）
補助上限8,000万円の約6施設分

（3）業務効率化計画の書類様式等

県ホームページ/組織で探す/福祉保健部/医療人材対策室/
長崎県勤務環境改善支援センターのページ、一番下「その他関係リンク」/
「長崎県医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」に掲載しています。

または「長崎県 医療分野 業務効率化」で検索ください。

(4) 今後のスケジュール見込み

- ・令和8年6月上旬：業務効率化計画のご案内（本通知）
- ・ 7月上旬：病院へ申請手続きのご案内、病院からの申請受付開始（予定）
- ・ 7月中旬：病院からの申請受付期限（予定）
- ・ 8月上旬：厚生労働省で補助対象病院を選定・病院で事業開始

申請にあたっての留意点

必ずお読みください

- ・実施要綱において示されているとおり、本事業の対象となる病院は、「要件を満たし、その内容が本事業の趣旨に合致していると厚生労働大臣が認めたもの」としており、「都道府県の意見や実情も踏まえて厚生労働大臣が選定する」とされています。
- ・今般、取組意向調査において、予算額を大幅に上回る取組意向が示されたことから、本事業の補助対象となる病院数は相当程度限定されることになり、取組意向調査に回答していただいた病院の多くは補助の対象とすることができません。
- ・本事業の申請に当たっては、定量的な効率化目標の設定を含む「業務効率化計画」の策定や管理者が委員長となる「業務効率化推進委員会」の設置等が必要となり、補助を受けることとなった病院には、厚生労働大臣が定めるデータの提出を求めるほか、目標達成に関して厚生労働省の評価を受けていただくこととなります。その上で、評価の結果、成果が認められなかった場合には、補助金の返還を求める場合があるとしております。また、補助を受けることとなった病院の取組の内容やその成果については、厚生労働省から公表いたします。こうした条件の下で業務効率化に真摯に取り組み、一定の成果をあげようとする病院を支援することが本事業の趣旨であります。
- ・本事業の補助対象となる経費は実施要綱及び関連のQ&Aで示されています。電子カルテの更新費用や単なるPCの入れ替え費用のほか、導入するICT機器等の運用・保守費用等のランニングコストは補助対象外です。
- ・また、今国会に提出している「健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、今後は、地域医療介護総合確保基金に計上される予算の範囲内となりますが、継続的に補助事業を実施することができるようになりますとされています。（現時点では時期や内容等は不明です）

担当部署・お問い合わせ先

〒850-857

長崎市尾上町3番1号

長崎県医療人材対策室 水久保 園田

電話：095-895-2421、FAX：095-895-2573